

## 令和 2 年度 議会基本条例の評価にあたって

令和 3 年 4 月 5 日 議会運営委員会 委員長 黒木 徳勝

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染の拡大もあり、例年に比べて活動が制約された 1 年となりました。議会報告会は、例年は 5 月に 4 か所で開催していましたが、今年度は 11 月に 1 か所のみの開催となったことで、参加者数も例年より減少しました。

議員研修や委員会活動では、予定していた多くの研修や視察を中止し、計画に照らして十分な調査活動を行えない 1 年となりました。

いっぽう、今年度はコロナ感染対策や災害対策などの補正予算が多く提案され、臨時議会も 4 回招集されるなど、議会の活動や判断が問われた 1 年でもありました。

防災行政無線について、所管の建設経済委員会は近隣自治体の設置状況を視察し、議会での議論も踏まえ、町に対して提言書を提出しました。

総務文教厚生委員会は、コロナ禍の学校状況を調査し、学校現場の意見や要望を踏まえて担当課と意見交換を行いました。

広報委員会は、たちあらい議会だより発行を通じて議会の審議状況の周知に努めており、同紙は全国町村議長の会全国広報コンクールで 6 年連続入賞しました。また、県町村議長の会が主催する広報研修のほか、オンラインによる研修を 2 件受講し、紙面の充実のため研鑽を重ねています。

新型コロナウイルス感染症の拡大や災害が多発するもとの、二元代表制の一翼を担う議会が果たすべき役割はますます増えています。今後も、本条例の理念にもとづき議会活動の充実に努めるとともに、災害などの非常事態がいつでも発生しうるとの立場で、適切な対応が行えるよう議会の活動計画を検討します。

なお、今年度の評価にあたっては、評価方法を見直し、目的が重複する条文については関連付けて評価することとしています。そのため、今年度から新たに評価対象外へ変更している条文がありますことをご了承ください。

## 重点課題

### 【災害発生時などの議会の活動計画の策定】

新型コロナウイルス感染症の拡大や、水害、地震など、災害発生時に議会が適切に対応できるよう、業務継続体制の確立をめざします。このなかで、速やかな情報伝達や伝達手段の整理など、緊急時に必要な議会活動がおこなえるよう制度設計を検討します。

### 【住民意見の反映と政策立案について】

平成 26 年の基本条例制定に前後して、議会報告会や議会モニター制度を開始し、議会として住民意見の聴取と政策提言への反映を目指してきました。報告会や意見交換会は引き続き実施するとともに、提言、検証、監視、評価といった議会の年間活動サイクルを確立し、住民意見を議案審査に反映させる仕組みづくりが課題と考えます。また、陳情については、条例に基づき取り扱いを検討する必要があります

### 【議員活動の充実について】

第 3 条、第 4 条、第 10 条、第 11 条では議員の能力向上がうたわれています。報告会や意見交換会でも「議員の活動があまり見えない」「調査活動の充実を」などの意見が寄せられています。

ご指摘を真摯に受け止め、議員個人としても能力の向上や調査、報告活動の充実を心がけるよう改めて徹底を図ります。

### 【議員の定数、報酬などについて】

今年度の議論では、議員定数は現状の 12 名が適切との意見が多数でした。定数や報酬、政務活動費などについては、今後も調査が必要と考えます。また、視察・研修のありかたについても、コロナ禍での経験を踏まえ、多様な研修手段の検討や、議員の能力向上のための研修の強化、参考人制度の活用などが課題と考えます。

### 【議会事務局の充実について】

議会事務局については、1 名増となったことを踏まえ、議事調査や法務実務の充実、議会活動との連携など、議会全体で成果と方針を議論する必要があると考えます。

### 【議会基本条例の改正について】

本条例は施行後 7 年が経過しました。この間の検証を踏まえ、見直しを行うことも必要と考えます。所管の委員会等で調査をすすめます。